

横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 総括表 【応募団体:特定非営利活動法人 よつ葉の会】

項目	審査の視点	係数	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計
1 団体の状況			10	6	10	10	8	6	40
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	1	5	3	5	5	4	3	20
(2) 応募理由	区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	1	5	3	5	5	4	3	20
2 職員配置・育成			5	3	5	4	4	4	20
職員の確保、配置及び育成	・施設及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上のための研修が計画されているか。	1	5	3	5	4	4	4	20
3 施設の管理運営			40	24	39	34	34	31	162
(1) 施設及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検など)計画となっているか。	1	5	3	5	4	4	4	20
(2) 小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	1	5	3	5	4	4	4	20
(3) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	2	10	6	10	10	10	8	44
(4) 防災に対する取組	・横浜市(区)防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 ・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	1	5	3	4	4	4	4	19
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	2	10	6	10	8	8	8	40
(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	1	5	3	5	4	4	3	19

横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 総括表 【応募団体:特定非営利活動法人 よつ葉の会】

項目	審査の視点	係数	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計
4 事業の企画・実施									
(1) 事業計画、事業展開	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。	2	10	8	10	10	8	8	44
(2) 施設の利用促進	・質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 ・利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	2	10	8	10	8	8	8	42
(3) 地域課題の理解及び課題を踏まえた事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営及び事業計画となっているか。	2	10	8	10	10	8	8	44
(4) 関係機関及び地域団体との連携	関係機関及び近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。	1	5	3	5	5	4	5	22
5 収支計画及び指定管理料									
(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	1	5	3	5	3	4	3	18
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	1	5	3	5	3	3	3	17
6 新型コロナウイルスへの対応等									
新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、工夫等) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた事業上の対策・工夫(事業の企画・実施)が提案されているか。	2	10	6	10	10	6	8	40
小計									
			110	72	109	97	87	84	449
7 加減点項目									
			-5~ +10	10	10	5	5	10	40
(1) 市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	1	5	5	5	5	5	5	25
(2) 前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	・実績が良好であるか。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた事業上の工夫・対策実績が良好であるか。	1	-5~ +5	5	5	0	0	5	15
合計		-	120	82	119	102	92	94	489